

## 平成28年度

### 後期高齢者医療保険料の納付について

後期高齢者医療制度では、前年の所得などに応じて、4月から翌年3月までの1年間の保険料を算定しています。7月中旬に平成28年度分の納付通知書などを、被保険者あてに郵送します。

#### 保険料の納付方法

保険料は、介護保険料と

もに特別徴収(年金天引き)します。

ただし、75歳到達年度や市外から幸手市に転入した年度の保険料は、普通徴収(納付書納付・口座振替)となります。詳細については、納付通知書をご確認ください。

保険料の納付は、納め忘れ

のない口座振替が便利です。納付通知書記載の金融機関や市役所窓口で手続きできます。

※国民健康保険税を口座振替

で納めていた人も、改めて、

金融機関で口座振替の手続きが必要です(自動で口座

振替に切り替わりませんの

でご注意ください)。

※納付方法を、特別徴収から

口座振替(本人または親族

などの口座)に変更できます。

詳細については、お問い合わせください。

## 8月から後期高齢者医療 被保険者証が新しくなります

現在利用している被保険者証の有効期限は7月末までとなっています。8月からの新しい被保険者証は、7月中に簡易書留郵便で郵送します。

ら、住所・氏名・生年月日・自己負担割合などの内容を必ずご確認ください。

#### ▼期限切れの被保険者証

古い被保険者証は、保険年金課に返却、または、個人で処分をお願いします。

新しい被保険者証の有効期間は8月1日から平成29年7月31日までです。新しい被保険者証が届いた

#### 被保険者証の 自己負担割合の判定

自己負担割合(1割または3割)の判定は、前年の所得



▲後期高齢者医療  
被保険者証イメージ(緑色)

## 限度額適用・標準負担額減額認定証の 申請手続きはお済みですか?

住民税非課税世帯の人が、入院や高額な外来診療を受けるとき、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関窓口で提示することで、同一月内における同一医療機関の医療費、食事代の負担が軽減されます。

現在利用している認定証の有効期限は7月末までです。8月以降も引き続き該当になる人には、新しい認定証を7月中に簡易書留郵便で郵送します。

※申請方法などの詳細については、お問い合わせください。

所得区分	外来 (個人ごと)	入院+外来 (世帯合算)
現役並み 所 得 者	44,400 円	80,100 円 + (医療費が 267,000円を超えた場合、 超えた額の1%を加算) ※4回目から 44,400 円
一 般	12,000 円	44,400 円
低所得 II (※1)	8,000 円	24,600 円
低所得 I (※2)		15,000 円

※上記太枠内(低所得 I・II)に減額されるためには申請が必要です。

(※1) 低所得 II  
世帯全員が住民税非課税の人

(※2) 低所得 I  
世帯全員が住民税非課税で世帯全員の各所得が0円(年金収入の場合は80万円以下の人)の人

## 保険料額の算定方法

均等割額 + 所得割額  
42,070円 賦課の基となる所得  
金額 × 所得割率8.34%

### 保険料額(年額)

限度額57万円

※賦課の基となる所得金額とは、収入から当該収入の種類に応じた一定の金額を控除し、さらに基礎控除額(33万円)を控除した金額をいいます。

※所得の少ない世帯に属する人には、所得金額に応じて均等割額・所得割額の軽減措置が設けられています。

# 介護保険制度

納期  
月・8月・10月・12月・平  
年金受給月(4月・6月)  
介護保険料額決定通知書兼  
特別徴収開始通知書を郵送し  
ます。

▼特別徴収(年金天引き)の人  
保険料は、前年の所得など  
に応じて、4月から翌年3月  
までの1年間の保険料を算定  
しています。7月中旬に平成  
28年度の納付通知書などを、  
被保険者あてに郵送します。

## 保険料の納付方法

暮らせるように、また、介護  
が必要になつても、安心して  
自立した生活を送れるよう  
に、社会全体で支えていく制  
度です。

みなさんが納める介護保険  
料は、国や自治体の負担金な  
どとともに、この制度を健全  
に運営するための大切な財源  
となりますので、保険料の納  
付について、ご理解とご協力  
をお願いします。

介護保険制度は、住み慣れ  
た地域でいつまでも健やかに  
暮らせるように、また、介護  
が必要になつても、安心して  
自立した生活を送れるよう  
に、社会全体で支えていく制  
度です。

## 第6期介護保険料

成29年2月の全6回  
対象 つぎの要件すべてに該  
当する人

①平成28年4月1日現在、市  
内在住の65歳以上の人

②老齢・退職年金、遺族年金  
または障害年金の年金受給

額が年額18万円以上の人

※65歳到達年度や市外から幸  
手市に転入した年度の保険

料は普通徴収(納付書納付・  
口座振替)となります。

▼普通徴収(年金天引き以外)  
の人が  
介護保険料納付通知書を郵  
送します。

納期 7月から平成29年2月  
までの毎月(全8回)

納付方法 介護保険料納付通  
知書により、最寄りの金融  
機関などで納付をお願いし  
ます。

介護保険負担割合証が  
新しくなります

## 平成28年度 介護保険料の納付について

要支援・要介護の認定を受けている人に、利用者の負担(1割または2割)を記載した新しい負担割合証を、7月下旬に特定記録郵便で郵送します。  
▼つぎ要件のすべてに該当する場合は2割負担  
①65歳以上で本人の合計所得

金額が160万円以上の人  
②年金の収入金額と年金以外の合計所得金額が、単身の場合は280万円以上の人、65歳以上の人があと2人以上いる世帯の場合は346万円以上の人  
※利用者の負担額には月額

の上限額があるため、実際の負担は自己負担が2割になつた人が必ずしも2倍になるとは限りません。  
※詳細については、「介護保険負担割合証」同封のちらしを参照、または、お問い合わせください。

## 平成28年度 所得段階別介護保険料

所得段階	対象	調整率	年額保険料 (基準額×調整率)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税者で老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下の人	0.45	25,300円
第2段階	世帯全員が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円を超える120万円以下の人	0.75	42,300円
第3段階	世帯全員が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間120万円を超える人	0.75	42,300円
第4段階	世帯内に市民税課税者がおり、本人が市民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下の人	0.90	50,700円
第5段階	世帯内に市民税課税者がおり、本人が市民税非課税者で「第4段階」以外の人	1.00	56,400円 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間120万円未満の人	1.20	67,600円
第7段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間120万円以上190万円未満の人	1.30	73,300円
第8段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間190万円以上290万円未満の人	1.50	84,600円
第9段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が年間290万円以上の人	1.70	95,800円

※合計所得金額:「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額をいいます。

※課税年金収入額:税法上課税対象の収入となる「公的年金等(国民年金、厚生年金、共済年金など)」をいいます。なお、障害年金、遺族年金は非課税のため、これには含まれません。